

「釜利谷中学校いじめ防止基本方針」

平成 26 年 3 月 25 日策定

平成 30 年 1 月 15 日改定

平成 31 年 3 月 16 日改定

1 いじめ防止等のための対策の学校の基本的な考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

法は、いじめられた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。

【いじめ防止等の対策に関する基本理念】

- ① いじめは、どの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ② 特定の子どもや立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む。
- ③ いじめのない社会実現に向け、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、相互協力し、活動する。
- ④ 子どもは、自らが推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

【釜利谷中学校いじめ防止基本方針の目的】

いじめは他者の人権を踏みにじる卑劣な行為であり、到底許されるものではないという姿勢のもと、すべての教職員と生徒と保護者・地域が一丸となって、いじめ防止への取組を組織的・計画的・継続的に行うための拠り所として策定する。

【いじめ防止に向けた学校としての方針】

- あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況把握に努める。
- 教職員一人ひとりがつらい思いをしている児童生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図る。
- 学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。

2 釜利谷中学校いじめ防止対策の組織

【組織】

<いじめ防止対策委員会>

基本的に月1回開催し、必要に応じて（いじめの疑いがある段階で）随時開催する。

校長 副校長 生徒指導専任 生徒指導部 （必要に応じて学年主任、養護教諭）

<いじめ防止対策拡大委員会>

いじめ事案に対応する際に開催する。

校長 副校長 生徒指導専任 生徒指導部 当該学年主任および職員 養護教諭
（必要に応じて SC SSW 担当指導主事 PTA 会長 学校懇話会員 その他関係外部機関）

【組織の役割】

<いじめ防止対策委員会>

- ・「いじめ事案」の調査と指導支援計画立案
- ・被害生徒ならびに保護者への支援
- ・加害生徒ならびに保護者への指導・支援
- ・会議録の作成と保管（5年保存）
- ・必要に応じて拡大委員会への報告・連絡・相談

<いじめ防止対策拡大委員会>

- ・いじめ防止対策委員会からの報告・連絡・相談の受理と意見具申
- ・重大事態の対応協議ならびに報告

3 いじめに対する措置

(1) いじめの防止

- 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 日頃より生徒との関わりを密にし、情報収集を徹底する。
- 児童生徒、保護者、教職員のいじめに係る相談体制を整備する。

(2) 早期発見

- 定期的なアンケート調査を実施する。（1・2学期）
- いじめ解決一斉キャンペーンを実施する。（毎年度）
- 教育相談を適宜実施する。（1・2学期）

(3) いじめに対する措置

- 教職員は、いじめの兆候や懸念・疑いや訴えがあった場合は、直ちにいじめ対策委員会に報告・相談し、組織的な対応につなげる。
- 管理職のリーダーシップの下、組織的に対応方針を決定する。

(4) いじめの解消

- いじめの解消は少なくとも次の2つの要件が満たされていることを必要とする。
 - ①いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること。
 - ②当該児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(5) 特に配慮が必要な児童生徒

- 次にあげる児童生徒を含めて、特に配慮が必要な児童生徒に対して、適切な支援、保護者の連携、周囲の児童生徒への指導を組織的に行う。
 - ・発達障害を含む、障害のある児童生徒
 - ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
 - ・東日本大震災により被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒

4 いじめ防止および早期発見への取組

【年間計画】

月	取組	種別	具体的内容
4月	職員生徒指導研修	研修	いじめ防止基本方針の共通理解
	教育相談	面談	学級担任と全生徒が面談
	家庭訪問	面談	学級担任が全家庭を訪問して保護者と面談
5月	体育大会	啓発	体験活動での交流により人権感覚を養う
6月	修学旅行	啓発	体験活動での交流により人権感覚を養う
	学校懇話会	報告	現状報告 意見聴取
	学地地連総会	報告	現状報告 意見聴取
7月	アンケート調査	調査	情報収集
	三者面談	面談	学級担任と生徒・保護者が面談
	人権作文	啓発	夏季課題として全校で取組
8/9月	教育相談	面談	学級担任と全生徒が面談
10月	文歌祭	啓発	体験活動での交流により人権感覚を養う
11月	人権学習	啓発	人権・生命をテーマにした講演または授業
12月	いじめ解決一斉 キャンペーン	調査 啓発	情報収集 掲示物やのぼり等による啓発活動
	三者面談	面談	学級担任と生徒・保護者が面談
	教育相談	面談	必要に応じて学級担任と生徒の面談
2月	入学前啓発	啓発	新入生保護者説明会での説明
3月	総括	計画	今年度の取組と来年度に向けて
	学校懇話会	報告	現状報告 意見聴取

5 重大事態への対処

【重大事態の意味】

- いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- いじめにより相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

【重大事態の判断】

- 重大事態に該当するか否かの判断は、学校、南部学校教育事務所または人権教育・児童生徒課が行い、いずれかが重大事態を探知したら速やかに対処方針を共有する。

【重大事態の対処】

- ①重大事態発生。重大事態の疑いを含め、直ちに南部学校教育事務所へ報告をする。
- ②学校内に重大事態の調査組織を設置する。
その際、専門的知識を有する第三者を加えて調査を行う。
- ③調査組織で、事実関係を可能な限り網羅的に明確にするための調査を実施する。
但し、調査は民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を目的としない。
- ④いじめを受けた生徒とその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ⑤調査結果を南部学校教育事務所に報告する。
- ⑥調査結果の公表に関するガイドラインを策定する。

6 いじめ防止対策の点検・見直し

- 少なくとも年1回の点検と必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）